

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月10日(金)午後3時から午後4時25分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番 伊藤 清 委員	2番 平山 勝美 委員
3番 山崎 幸宏 委員	4番 向後 秀幸 委員
5番 関 文夫 委員	6番 石井 和美 委員
7番 伊藤 市郎 委員	8番 椎名 由利 委員
9番 関 房男 委員	10番 依知川 一成 委員
11番 金城 ハル子 委員	12番 椎名 正和 委員
13番 菅谷 守夫 委員	14番 戸村 光男 委員
15番 土屋 玲子 委員	16番 伊藤 明美 委員
17番 佐藤 和 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番 大木 健守 委員	19番 鈴木 賢治 委員
20番 林 栄一 委員	21番 山田 恒 委員
22番 石毛 茂 委員	23番 片岡 昌美 委員
24番 高橋 健 委員	25番 五木田 善孝 委員
26番 須合 孝治 委員	28番 熱田 善信 委員
29番 宇野 恵三郎 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

27番 行木 理恵 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第2号 令和6年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第3号 令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画(案)に係る  
意見決定について (別冊)

議案第4号 農地買受適格証明願について 1件

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
その他	

- 6 事務局職員出席者  
 (農業委員会事務局) 事務局員 3名  
 (農林水産課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和7年1月農業委員会定例総会を開会いたします。

佐藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
 委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は佐藤会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、13番菅谷守夫委員、14番戸村光男委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月8日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長より報告をお願いいたします。

11番 農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月8日、午後2時10分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地

農政委員会を開催いたしました。

内容につきましては、令和6年12月11日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま

す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地農政委員長の報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】**

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第2号「令和6年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月8日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

15番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月8日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和6年12月26日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和6年度第6次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適切と思われまます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行運営委員会会長の報告が終わりました。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号「令和6年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、別冊議案書を御覧ください。

事務局 【別冊議案書に基づいて内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和6年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和6年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号「令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月8日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

3 番

本件につきましては、去る1月8日、午後2時30分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、令和6年12月26日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長

農地銀行運営委員会会長の報告が終わりました。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号の「令和6年度第1次農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について」、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて内容を説明】**

本件は、農地中間管理機構と権利設定済みの案件について、千葉県園芸協会との契約において、耕作者と賃料を変更するものです。新たな耕作者は認定農業者で、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

議 長

事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

御異議ないものと認め、議案第3号「令和6年度第1次農用地利用集積計画等促進計画(案)に係る意見決定について」、採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】**

この案件は公売であります。申請人が最高価格買受申出人または、次の順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨、付帯決議するものです。

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

16番 番号1の案件について説明いたします。

本件は匝瑳市による公売であり、差し押さえした不動産の公売を予定しております。

入札期間は令和7年1月23日から令和7年1月29日まで、開札日は令和7年1月31日です。

番号1の申請人ですが、労働力、通作距離から見て、問題はないかと思われます。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地買受適格証明願について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

番号1番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第5号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5番 番号1の案件について説明いたします。

本案件は、譲受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

売買価格については、譲受人と譲渡人が知人関係の上、申請地の耕作に係る作業委託を譲受人が受けていることから、相互が協議の上、決めたとのことです。譲受人ですが、許可要件は問題はないかと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることにより御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

議案第5号について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の議案書を御覧ください。

**【議案第6号、番号1番から3番を議案書を基に朗読】**

番号1番について、専用住宅用地として現況畑446㎡の内41.89㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、資材置場用地として現況畑799㎡の内311㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として現況畑799㎡の内488㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

7番 番号1番について、譲受人は申請地の隣接地に居住しており、住宅用地を拡張し、駐車スペースを確保する計画とのことです。なお本申請については始末書が提出されています。

農地区分については、第2種農地相当で、転用目的については問題ないと考えます。

15番 番号2番について、譲受人は、事業を拡大するために申請地を資材置場としての整備を計画しています。

申請地については既存の事務所や作業場と隣接しており、効率の良い運営のために今回の申請地を選定したとのことです。

農地区分については、第1種農地相当で本来であれば転用できませんが、例外的に許可できるものに該当すると考えられます。

番号3番について、番号2の隣接地です。譲受人は子の成長に伴い現在の住宅が手狭に感じてきたので住宅の建設を計画しています。

農地区分については、第1種農地相当で本来であれば転用できませんが、例外的に許可できるものに該当すると考えられます。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい

ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」、  
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 6 号について、採決に入ります。  
議案第 6 号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 1 件ありました。内容について  
は、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決  
により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第 1 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について	(別冊)
議案第 2 号 令和 6 年度第 6 次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第 3 号 令和 6 年度第 1 次農用地利用集積等促進計画(案)に係る 意見決定について	(別冊)
議案第 4 号 農地買受適格証明願について	1 件
議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	3 件
報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	1 件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。  
これをもちまして、令和7年1月10日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会  
いたします。